



しんとつかわ

広報

Shintotsukawa Town Public Relations Magazine



特集 総合計画アンケート結果

今年1月に実施した町民アンケート調査の結果をお知らせします。

新十津川小学校入学式
担任の先生の言うことをしっ
かり聞いて、体育館に整列した
新1年生。これから始まる学
校生活に、期待と不安の入り混
じった表情を浮かべていまし
た。
(4月6日)

5

創造と挑戦!

元気あふれるまちづくり



町長就任のごあいさつ

新十津川町長 植田 満

この度の町長選挙におきまして、町民皆さまの多大なご支援によって2期目の任に就かせていただくこととなりました。皆さまの大きな期待に応えるよう誠心誠意町政運営に努めてまいります。

本年3月11日、晴天の霹靂とも言つべき東日本大震災が発生し、その凄惨な映像を目の当たりにしたとき、明治22年の十津川郷における三日三晩降り続いた豪雨の果てに起きた山津波と正に重なり、被災された東北地方の方々の思いやいかにと胸詰まらせる想

いがこみ上げてまいりました。今回の大災害で犠牲になられた方々のご冥福をお祈りするとともに、今後の復旧、復興のため、私たちも心を一つにしてさまざまな形で応援していく所存であります。そして、わが町の先人たちが移住、開拓の道程で想いを馳せた「希望」という明るい未来に向かう地域の力で、さまざまな難辛苦に耐え、必ずや素晴らしい復興を果たすものと確信しているところであります。

私は、今回の再選におきまして、町民の皆さまに6つの

約束をいたしました。

1つ目の約束は、健康でいきいきと暮らすまちづくりであります。健康であることは、町民誰もが願っていることでもあります。健康づくりや社会福祉施策を充実強化し、子どもからお年寄りまで健康で明るく暮らし続けられる元氣あふれるまちづくりをすすめてまいります。

2つ目の約束は、産業の活氣あふれるまちづくりであります。昨今の経済情勢は、震災に起因する消費マインズの冷え込みなども相まって、依然として厳しい状況にありますが、創造と挑戦の意気込みを持って、足腰の強い農業と商工業の活性化と安定に取組むと共に、農商工連携を積極的に推進し、元氣あふれる地域経済の活性化をすすめてまいります。

3つ目の約束は、教育の充

実したまちづくりであります。人材は、わがまちの大きな社会資源・資産であります。教育環境のさらなる充実を図り、すばらしい人材を輩出することができる元氣あふれる教育のまちづくりをすすめてまいります。

4つ目の約束は、安全で安心なまちづくりであります。交通や防犯体制、さらには今回の大災害を教訓として災害への備えをさらに充実強化し、安全で安心して暮らすことができる、笑顔とあいさつがあふれるまちづくりをすすめてまいります。

5つ目の約束は、環境を創成するまちづくりであります。わがまちの大いなる資産である豊かな自然環境を守り、創り育てる環境への取組を推進し、元氣あふれる持続可能なまちづくりをすすめてまいります。

6つ目の約束は、健全財政と協働のまちづくりであります。創意工夫の積み重ねによって築いてきた安定した行政運営を維持しながら、まちづくり基本条例の理念に基づき町民、議会、行政などそれぞれの責任、役割による協働の取組を実践し、元氣あふれる協働のまちづくりをすすめてまいります。

これら6つの約束に共通するのが「元氣あふれるまちづくり」であります。私は、弛まぬ「創造と挑戦」によってこの元氣あふれるまちづくりを力強く推し進め、未来に向かう子どもたちにすばらしいまちを残し、伝えていくため、一意専心に努めてまいります。ことをお約束申し上げ、町民の皆さまへのごあいさついたします。

新しいまちづくりのための 町民アンケート調査結果 まとまる!!

皆さんからお寄せいただいた貴重なご意見は、第5次総合計画策定の基礎資料として活用します。

私たちの町は、平成14年度からスタートした「第4次総合計画」により、各種のまちづくりを進めていますが、この計画が今年度をもって終了することから、現在「第5次総合計画」の策定を行っています。

この計画は、刻々と変化する時代背景や本町の特長、課題などを踏まえ、将来の新十津川町をどのようなまちにしていくのか、また、そのためにどのような取り組みを行うのかを明らかにするものです。

新たな計画づくりは、町民の皆さんの参加機会を確保し、町民の目線に立って進めることとしており、その取り組みの一つとして、1月にまちづくりに対する意見や要望を伺うアンケート調査を行いました。

今回、その結果がまとまりましたので、主な内容をお知らせします。

町民アンケート調査は、町内に住む18歳以上の町民2,000人を対象に実施し、903人から回答をいただきました(回答率45.2%)。アンケート調査にご協力いただきました皆さんに心からお礼申し上げます。

「自分のまち」としての愛着がありますか？

新十津川町に対して「愛着を感じている」が78・8%、「愛着を感じない」は5・2%。

まちへの愛着度については、とても愛着を感じている(39・9%)の回答が第1位、どちらかというと愛着を感じている(38・9%)の回答が第2位で、これらを合わせた「愛着を感じている」割合は78・8%となっています。

これに対しあまり愛着を感じていない(3・3%)、愛着を感じていない(1・9%)

を合わせた「愛着を感じない」とする割合はわずか5・2%となっています。全体的にみて町民のまちへの愛着度は高いことがわかります。



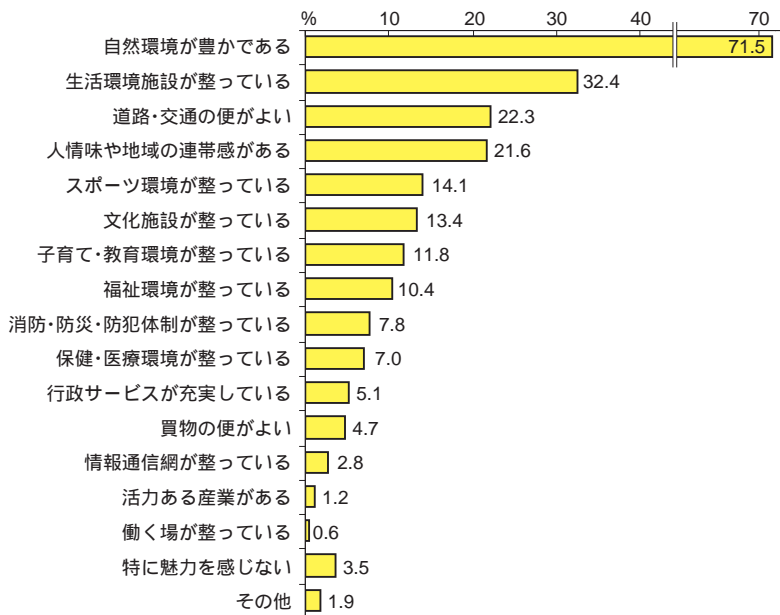
新十津川町の魅力は何ですか？

新十津川町の魅力の第1位は「自然環境が豊かである」。次いで「生活環境施設が整っている」。

まちの魅力については、自然環境が豊かである(71・5%)が2位以下を2倍以上引き離して第1位となっています。次いで生活環境施設が整っている(32・4%)、道路・交通の便がよい(22・3%)、人情味や地域の連帯感がある(21・6%)が2位から4位までの上位を占めています。一方、働く場が整っている

(0・6%)、活力ある産業がある(1・2%)、情報通信網が整っている(2・8%)、買物の便がよい(4・7%)が下位となっており、全体的にみて町民は、自然環境や生活基盤に関して魅力を感じていますが、就業基盤や生活の利便性などにあまり魅力を感じていないことがうかがえます。





新十津川町の魅力は何ですか？（回答数 903）

新十津川町に住み続けたいですか？

「住みたい」が76・2%、「住みたくない」は4・5%、「どちらともいえない」は18・1%。

今後の定住意向については、**住みたい**（50・5%）が第1位、**どちらかといえば住みたい**（25・7%）が第2位で、これらを合わせた76・2%の人が「住みたい」という意向を示しています。これに対し、**どちらかといえば住みたくない**（3・3%）と**住みたくない**（1・2%）を合わせた4・5%の人が「住みたくない」と答えています。**どちらともいえない**は18・1%でした。

町内定住を決めかねている割合の多い層は、年齢別にみた**18〜29歳**（37・7%）、職業別で**みた学生**、**その他**（37・0%）となっています。

住みたくない理由は何ですか？

「買物の便が悪い」が第1位を占め、「道路・交通の便が悪い」と「働く場が不十分」が第2位と第3位。

「住みたくない」と回答した人にその理由を聞いたところ、

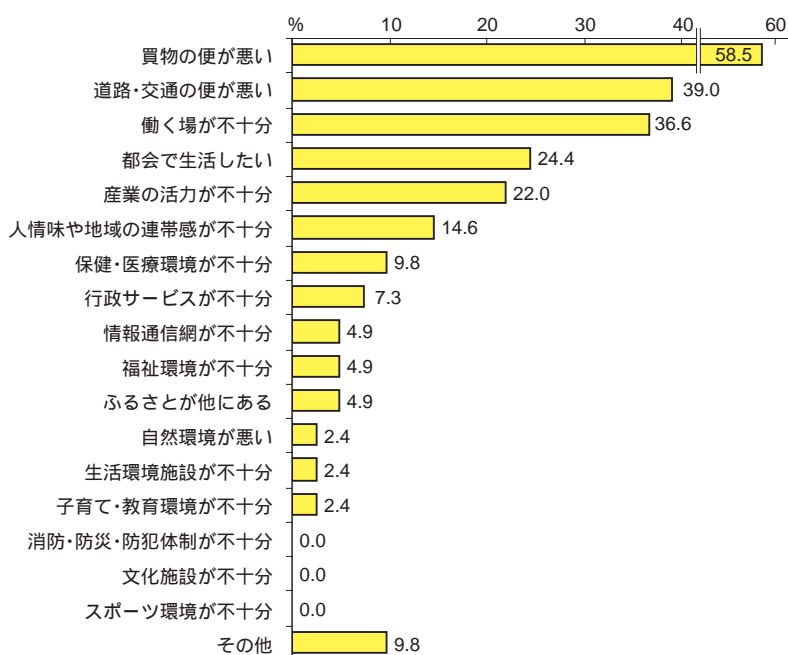
買物の便が悪い（58・5%）が高率で第1位となっており、**道路・交通の便が悪い**（39・0%）と**働く場が不十分**（36・6%）が第2位と第3位に

なっています。

さらには**都会で生活したい**（24・4%）、**産業の活力が不十分**（22・0%）などが上位となっています。

なお、第6位となっている**人情味や地域の連帯感が不十分**

分（14・6%）については「新十津川町の魅力は何ですか？」で第4位（21・6%）になっており、町民の評価が分かれるところとなっています。

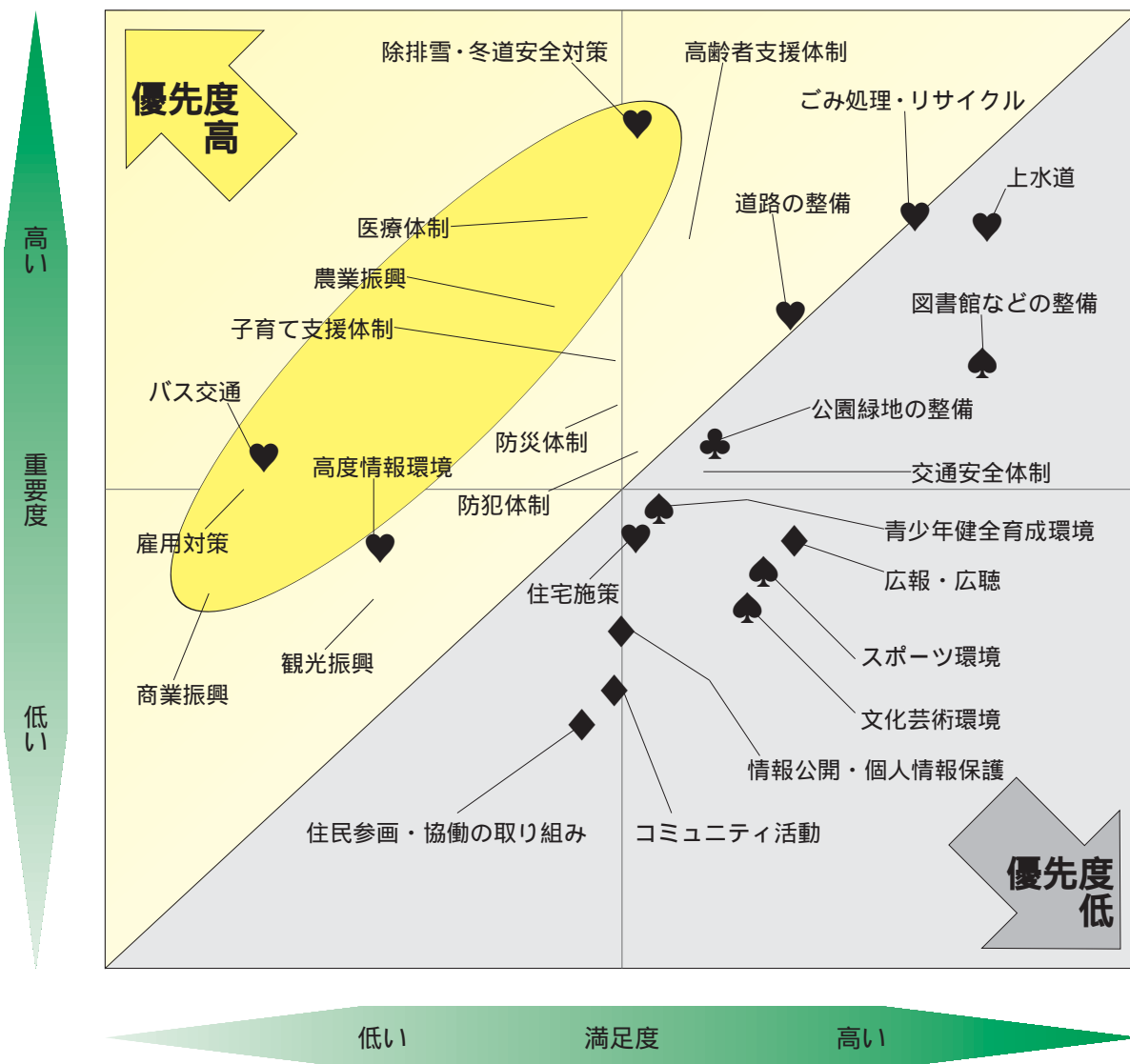


住みたくない理由は何ですか？（回答数 41）

今後、優先的に取り組むべき事項は何ですか？

優先度が高いと評価されるまちづくり項目の上位は、「バス交通」「除排雪・冬道安全対策」「雇用対策」「医療体制」「商業振興」「農業振興」。

まちづくりに関する各施策の満足度と重要度の相関関係から、皆さんが、今後、優先的に取り組んでほしいと考えている分野をグラフ化したものが下の図です。



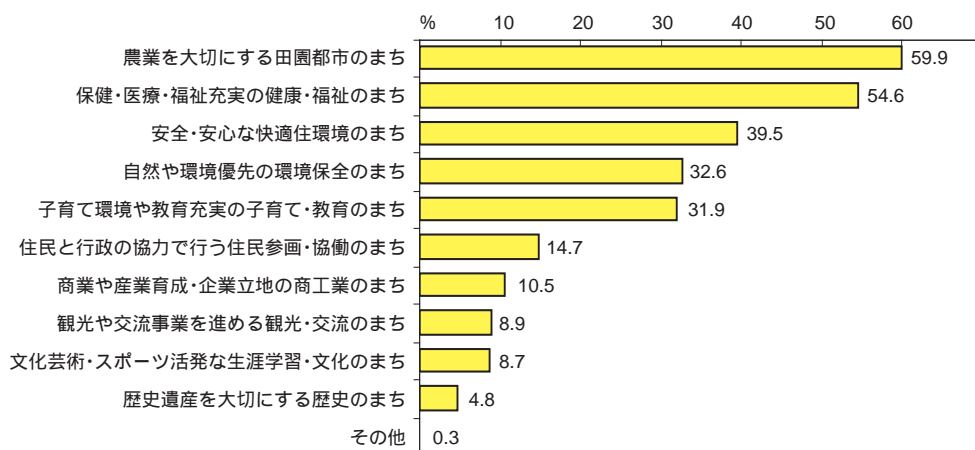
5

	区 分	記号
1	産業振興・雇用対策	
2	保健・医療・福祉対策	
3	防災・防犯など安全対策	
4	教育・文化・スポーツ	♠
5	住環境対策	♥
6	環境保全	♣
7	住民参画・コミュニティ	◆



どのような特色のあるまちにすべきだと思いますか？

全体平均では、農業を大切にする田園都市のまちが第1位。年齢別でみた30代では「子育て・教育のまち」が第1位。



どのような特色のあるまちにすべきだと思いますか？（回答数 903）

今後のまちづくりの特色。重点方向については、農業を大切に

する田園都市のまち（59.9%）と保健・医療・福祉充実の健康・福祉のまち（54.6%）が高率で第1位と第2位を占めています。次いで、安全・安心な快適住環境のまち（39.5%）、自然や環境優先の環境保全のまち（32.6%）、子育て環境や教育充実の子育て・教育のまち（31.9%）などが上位を占めています。

一方で、このまちに住みたくない理由や不満の比率が大きかった雇用対策や商工・観光業の振興に直結すると思われる商工業のまち、観光・交流のまちは下位にとどまっています。本町としては農業のまち、福祉のまち、生活者のまちを優先すべきとする考えの強いことがうかがえます。

今後、整備が必要な施設は何ですか？

特に必要な施設整備は「高齢者福祉施設」が第1位。次いで「商店街」街路灯、防犯灯。

特に必要な施設整備については、高齢者福祉施設（44.0%）が第1位となっています。次いで、商店街（31.6%）、街路灯、防犯灯（25.0%）、道路の改良、舗装（18.8%）、公園、子どもの遊び場（15.8%）などが上位となっています。



「住民参画・協働のまちづくり」を進めるために行政として必要なことは何ですか？

住民参画、協働を進めるために必要なこととしては、「広聴活動」と「広報活動」の充実。

住民参画・協働のために必要なことについては、広聴活動の充実（39.4%）や広報活動の充実（32.6%）が第1位と第2位を占め、次いで、各種事業への支援の充実（27.5%）、地域活動・ボランティア活動の活性化（22.8%）、公共施設管理等への住民・民間参画の促進（17.8%）、N

PO等の育成・支援（16.3%）などが上位で続いています。なお、住民参画・協働のまちづくりには必要ないものは1.1%でした。

8

問合せ 総務課まちづくり推進グループ ☎76・2131

平成23年1月1日
新十津川町まちづくり基本条例が施行されました。

僕たち私たちの まちの憲法



新しいまちづくりが始まります

何がどうなる？まちづくり基本条例

新十津川町まちづくり基本条例は
まちづくりを進めていくうえでの
基本的な考え方やルールを示したものです。
まちづくり基本条例を基にして
未来に輝く新十津川町をみんなで創っていきましょう。

今月号では、第6章の行政のうち第22条から第28条までを紹介します。

町政運営の原則

第22条 執行機関は、町民主体のまちづくりを推進するため、公正かつ公平で透明性の高い町政運営に努めます。

2 執行機関は、町政の執行に当たっては、経済的かつ迅速に行動し、町民に分かりやすく行います。

町政運営の原則を、次のとおり定めています。

公正・公平の原則

町政は、適法および公正、公平であり、特定の意見に左右されない町政運営を行います。

透明性の原則

行政サービスに関わるすべての情報を皆さんにお伝えします。

効率性の原則

時機を逸しない行政サービス、また効率的で質の高い行政サービスを提供します。

簡明性の原則
皆さんに親しまれ、生活者の視点に立った分かりやすい言葉で説明します。

町の組織のあり方

第23条 執行機関は、社会情勢の変化等に対応し、町民の要望にこたえられる柔軟で分かりやすい組織の編成に努めます。

町の組織は、社会状況の変化などに対応でき、簡素で効率的かつ機能的なものとなるよう、絶えず整備する必要があります。また組織は、皆さんと同じ視点に立ち、分かりやすい組織、従来の縦割り行政から脱却した多様な課題に対応できる柔軟性のある組織、責任の所在が明確化された組織であることを定めています。

町の説明責任

第24条 執行機関は、重要な政策及び計画の策定に当たっては、事前にその目的、趣旨等を町民に分かりやすく説明します。



2 執行機関は、政策及び計画の進捗よく状況並びに遂行結果について、町民に分かりやすく説明します。

第1項では、皆さんと町による協働のまちづくりにとって、情報の共有と相まって欠くことのできない要件である町の説明責任について定めています。町が重要な政策や計画を策定するときには、事前に策定の理由を説明する責任があり、また、政策や計画の具体的な企画以前に、目的や趣旨を皆さんに認識してもら



うことが大切です。この過程があつて初めて、皆さんの意思反映が可能となります。

第2項では、皆さんの信託に基づく町政執行状況について、結果だけではなく、その過程についても皆さんに分かりやすく誠実に説明を行うことを定めています。

意見反映の場

第25条 執行機関は、重要な政策及び計画を策定する場合は、広く町民の意向を反映するため、町民、学識経

験者、関係団体の代表者等で構成された審議会等を設置します。

2 執行機関は、審議会等の委員を選任する場合は、その一部又は全部について町民の中から公募により選任するように努めます。この場合において、執行機関はその選任の理由を明確にしなければなりません。

第1項では、重要な政策や計画を策定するときは、専門家や皆さんの意見を行政運営に反映するため、審議会などを設置するよう定めています。

第2項では、町が委員を選ぶときは公募するように努め、審議会などへ皆さんが自主的に、そして積極的に参加ができるように定めています。また、町は、委員の選任結果について理由を明らかにすることを定めています。

政策法務の推進

第26条 執行機関は、まちづくりに関する課題を解決し、町民主体のまちづくりを推進するため、主体的に政策

を策定し、法令を適正に解釈した上で自治立法権を活用し、積極的な政策法務を推進するように努めます。

地方分権の推進により、自治体による法令の自主解釈権が認められるとともに、条例制定権が拡充されたことから、こうした権限を活用し、法令の解釈、条例等の制定に努め、政策法務を推進するよう定めています。

まちづくりの構想

第27条 町長は、持続可能なまちづくりのため、まちづくりの基本構想となる総合計画を策定し、公表します。

2 前項の総合計画は、町の最上位計画とし、個別の計画はこれに則したものとします。

第1項では、持続可能なまちづくりを推進するため総合計画を策定し、事業の推進に当たっては、基本計画、実施計画を策定し、適切な進捗管理により、その内容の実現に努めることを定めています。

第2項では、総合計画が町



議会の議決によるものであり、皆さんの総意を反映した計画であることから、町の最上位計画として位置付け、個別の政策に属する計画は、体系的な町政運営のため、総合計画の内容に合致したものとすることを定めています。

しっかりした財政

第28条 執行機関は、健全な財政運営に努めます。

2 町長は、毎年度の予算及び決算その他町の財政状況に関するものを町民に公表

します。

3 町長は、財政状況に大きな変化があつた場合は、中期的な財政の見通しを公表します。

第1項では、持続可能なまちづくりを推進するため、健全な財政運営に努めることを定めています。

第2項では、町の財政が皆さんが納める税金によって支えられていることから、予算の編成や執行、財政状況などが適正かつ効率的に執行されることを皆さんに分かりやすく公表することを定めています。

第3項では、将来にわたつて安定した健全な財政運営が求められていることから、大きく財政状況に変化があつた場合は、中長期的な財政状況を公表するよう定めています。



新十津川町まちづくり基本条例の全文は、町のホームページで見ることができます。

問合せ 総務課まちづくり推進グループ ☎76・2131

あなたの災害対策は十分ですか。町では、住民の皆さんの地域防災への取り組みを支援しています。

わが家、わがまちの防災

問合せ 災害対策事務局

☎76・2131

避難所一覧	①旧大和小学校	⑫新十津川小学校
	②大和区自治会館	⑬新十津川中学校
	③橋本区自治会館	⑭新十津川農業高校
	④新十津川保育園	⑮青少年交流センター
	⑤みどり区自治会館	⑯総合健康福祉センター
	⑥菊水区自治会館	⑰花月区自治会館
	⑦中央区自治会館	⑱生活介護事業所ひかり
	⑧青葉区自治会館	⑲総進区自治会館
	⑨文京区自治会館	⑳スポーツセンター
	⑩弥生区自治会館	㉑旧吉野小学校
	⑪農村環境改善センター	㉒吉野地区活性化センター

避難所をチェック
自治会館や小中学校、総合健康福祉センター（ゆめりあ）など、町内には22カ所の避難所があります。最寄りの避難所と、避難所への道筋を確認しておきましょう。

台風や大雨、地震などの自然災害は、いつ発生するかわかりません。災害の発生を止めることはできませんが、事前に災害について考えたり、準備をしておくことで被害を小さくすることが出来ます。

非常持出袋の準備

災害が発生してから、あれこれと持ち出すものを集めていたのでは、逃げ遅れてしまいます。非常時に持ち出すものは、あらかじめリュックサックなどに詰めておき、いつでも持ち出せる場所に保管しておきましょう。

懐中電灯 電池は切れていませんか？ 予備の電池も必要です。
ろうそく、ライター マッチもお忘れなく。火が付くかときどき確認しましょう。
ロープ、軍手、ヘルメット 携帯ラジオ 情報を仕入れるために必要です。予備の電池もお忘れなく。
非常食 最低3日分。ときどき賞味期限が切れていないか確認しましょう。火がなくても食べられるものが便利です。
飲料水 最低3日分。1人1日3リットルが目安です。
救急医療品
衣類、タオル セーターやジャンパー類、下着も。保温性の高いものが良いです。
現金、貴重品

防災士になりませんか

災害時の被害を小さくするためには、地域防災に携わるリーダーの育成が大切であると言われていました。

町では、防災リーダーの資格である防災士の資格取得を応援します。

募集人数 4人

応募者多数のときは選考します。

募集締切 5月18日(水)

研修日程 6月25日(土)～26日(日) (2日間)

事前に自宅学習が必要です。

場所 札幌市

費用 全額助成します。



防災喫茶

実際の災害をイメージして、事前の対策をすることができれば、被害を小さくすることができます。

簡単なカードゲームをしながら、もしもの災害について考えてみましょう。

町内会やご近所の集まりなどのちょっとした時間に、お茶やジュースを飲みながらいかがですか。

申込期限 開催希望日の2週間前まで

定員 1回20人以内

その他 飲み物などは町で用意します。



からだを動かそう ウォーキング作戦

問合せ 保健福祉課保健福祉グループ
☎72・2000

今年は3つのコースを用意しました。
まずは1日5,000歩を目標に健康づくり！

歩くことは、人間の動作の基本です。上手、下手は関係ないので、ウォーキングは誰でも手軽にできます。昨年参加した人も、そうでない人も、目標をもってチャレンジしてみたいはいかがでしょうか。



6月1日受付開始

チャレンジ期間

6月1日(水)～10月31日(月)

申込方法

保健福祉課窓口へお越しください。

その他

万歩計がない方には無料で貸出します。

目標達成者には、ふれあい商品券をプレゼント

コース	達成目標	対象
おためしコース	1日 5,000歩以上を30日	20歳以上
チャレンジコース	1日10,000歩以上を90日	
おなかぺたんこコース	90日間で体重5%減量 歩数制限なし	20歳以上で メタボが気になる方

日数は、連続していなくてもよいです。

ウォーキングの効果は？

疲れにくい身体をつくる
筋力の向上、心肺機能の向上などに繋がります。

ストレスを解消する
夜はぐっすり。生活にメリハリ感が出てきます。

生活習慣病の予防や改善に役立つ

脂肪燃焼、基礎代謝向上	肥満の予防
血管の老化防止	高血圧の予防
善玉コレステロールの増加	心筋梗塞、脳卒中 <small>こうそく</small> の予防
骨密度の低下防止	骨粗しょう症の予防
インスリンの働きが向上	糖尿病の予防



昨年の挑戦者の感想

70代 男性

歩数を記録することで、日常自転車で行っていた所も歩いて行くことが多くなりました。また、晴れた日、パークゴルフなどをしたとき、歩数が多くなることを数字で確認できました。

70代 女性

今年は暑い日が続きましたが、初めて90日ウォーキングに挑戦しました。何とか自分の目標に向かって毎日歩くことができました。これから1日1万歩を目指して続けたいと思います。

30代 女性

普段、何気に車で移動していた所も意識して歩くようになりました。歩数を気にすることによって、今日は歩いていないから少し外に出ようという気にもなり、良かったです。

70代 女性

ミニドック受診をきっかけに歩くようになりました。実行してみて自身の運動不足を知り、ほぼ毎日5,000歩を歩きました。変化した点は「夜の寝つきが良くなった」「朝の目覚めがすっきり」「血圧も安定して135～75に」「足腰の調子も徐々に良くなった」など嬉しい限りです。日常の中で歩くことは健康の基本であることを再認識しました。これからも継続して1日5,000歩を目標に歩きます。

環境基本計画の 取り組み

問合せ 住民課生活安全グループ

☎76・2130

一人一人の行動が、未来の環境を育みます。子の世代、孫の世代のために、できることから始めてみませんか。

もつ着ない服、ゴミに出す前に

住民課窓口で綿50割以上の製品を回収しています。捨ててしまえばゴミですが、回収すれば立派な資源。回収した綿製品は、ウエスとして生まれ変わります。

場所 役場1階住民課
時間 8時45分～17時30分

回収するもの

メリヤス地
シャツ、ズボン下、ベビー服、Tシャツ、ポロシャツなど
メン地
シャツ、布団カバー、トレーナー、ワイシャツ、ブラウス、ステテコ、パジャマなど
タオル地
タオル、バスタオル、タオルケット、ベビー服、バスローブなど
ネル地
ネマキなど
乾いた清潔なものに限ります。

回収しないもの
背広、Gパン、コート、ス

ーツ、毛糸類、布団、靴下、ハギレ、ハンカチ、毛布、ジヤンパー、厚地のもの、ペットに使用したもの、ぬれているもの

使用した天ぷら油は回収ボックスへ

昨年は期間限定で試験的に実施しましたが、今年から1年を通して行います。回収した油は、バイオディーゼル燃料になります。

回収期間 5月～

回収するもの

なたね油、米油、ごま油、コーン油、紅花油、オリーブオイルなど
賞味期限が切れたものや、未開封の油も回収します。

回収しないもの

パームやし油、バター、ラード、マヨネーズ、ドレッシング、固めた油、食用以外の油

排出方法

キッチンペーパーでこして

回収場所	時間	回収日
三枝商店	9時～21時	店舗営業日
Aコープ	9時30分～19時	
役場1階 改善センター	8時45分 ～17時30分	月曜日～金曜日
大和郵便局	9時～12時	第2・4水曜日
花月郵便局	9時～17時	月曜日～金曜日
吉野郵便局	9時～12時	第1・3火曜日

天ぷらカスなどを除きます。油のボトル、またはペットボトルに入れ、しっかりとふたを閉めます。お近くの回収場所に設置してある回収ボックスに入れま

6月12日(日)は 町内一斉クリーン キャンペーン

国で定める環境の日にあわせて環境活動を行いましょう。

自宅周辺の清掃
花植えなどの環境
美化活動

個人や家族でできる
範囲で実践しまし
ょう。



環境家計簿モトメ

家庭で使用している光熱水量を表に記入し、温室効果ガスの排出量を見てみませんか。家庭でできる地球温暖化対策のヒントが見えてくるはず

内容

電気、ガス、水道、ガソリンなどの毎月の使用量と料金を、パソコンのエクセル表に入力し、1年間の結果を報告してください。
パソコンをお持ちでない方は、表に手書きで記入してください。
ご希望の方は
住民課生活安全グループに
ご連絡ください。

畜犬登録 狂犬病予防注射

問合せ 住民課生活安全グループ

☎76・2130

町内の予防注射接種率は72%に留まっています。実に4匹に1匹が、注射を受けていないこととなります。愛犬と家族の命を守るため、必ず注射を受けましょう。

ワンちゃんの登録

狂犬病予防法により、犬の飼い主は登録をしなければなりません。生後91日以上の子犬が登録対象で、登録は一生涯につき1回です。

登録すると、役場から鑑札が交付されます。迷子になったときには、この鑑札で飼い主が分かりますので、必ず首輪に鑑札をつけましょう。

受付場所 役場または、狂犬病予防注射実施場所
畜犬新規登録手数料
1頭3000円



狂犬病予防注射日程表

6月16日(木)

実施日時	実施場所
9時10分～9時20分	旧幌加区自治会館
9時30分～9時45分	吉野地区活性化センター
9時50分～10時00分	旧学園区自治会館
10時5分～10時20分	学園1号線バス停付近
10時30分～11時00分	旧宮前区自治会館
11時10分～11時30分	橋本区自治会館
11時35分～11時50分	みどり区自治会館

6月17日(金)

実施日時	実施場所
9時00分～9時15分	旧北大和区自治会館
9時20分～9時35分	旧大和区自治会館跡地
9時45分～10時5分	文京区自治会館
10時10分～10時30分	総進区第2会館 (幼稚園となり)
10時35分～10時50分	総進区自治会館 (旧上総進母と子の家)
10時55分～11時10分	ふるさと公園サッカー場

6月18日(土)

実施日時	実施場所
9時00分～9時20分	弥生区自治会館
9時30分～9時50分	旧北花月区自治会館
10時00分～10時15分	旧南花月区自治会館
10時20分～10時35分	旧花月福祉センター跡地
10時45分～11時00分	青葉区自治会館
11時5分～11時25分	菊水区自治会館
11時30分～12時00分	役場庁舎前

6月19日(日)

実施日時	実施場所
9時00分～9時15分	吉野地区活性化センター
9時30分～9時45分	旧大和区自治会館跡地
9時55分～10時10分	みどり区自治会館
10時15分～10時30分	文京区自治会館
10時40分～11時00分	旧花月福祉センター跡地
11時10分～11時25分	菊水区自治会館
11時30分～11時50分	役場庁舎前

狂犬病予防注射は毎年受けましょう

狂犬病は犬を含むすべての哺乳動物に感染し、世界では毎年数万人が死亡している恐ろしい病気です。

ワクチン接種や放浪犬の捕獲によって、国内の狂犬病は撲滅されましたが、海外からの感染で広まる恐れがありますので、毎年予防注射を受けましょう。

狂犬病予防注射手数料

1頭3040円

期間中は、どの場所でも受

けられます。期間内に予防注射を受けてください。釣り銭のないようにご協力ください。

自宅への往診を希望する方は、事前に連絡してください(別途料金がかかります)。予防注射会場には多くの犬が集まり、犬が興奮します。犬は必ず大人が連れて来てください。

首輪や鎖は、使っていると摩耗します。事前に点検し、絶対に犬が離れないようにしてください。



保健福祉課 ☎72-2000 建設課 ☎76-2139
 住民課 ☎76-2130 議会事務局 ☎76-3191
 総務課 ☎76-2131 会計課 ☎76-3192
 産業振興課 ☎76-2134 教育委員会 ☎76-4233
 農業委員会 ☎76-2135

新小卒業制作展(4・6)



催し
児童館

日時 6月11日(土)13時30分
 対象 小学生(先着15人)
 持ち物 油性ペン
 材料費 100円
 締切 6月6日(月)
 申込・問合せ 児童館
 ☎76・2402

催し
子育て支援センター

第3回子育てスクール
 日時 5月31日(火)10時~12時
 場所 ゆめりあ
 対象 町内に住む子育て中の母親
 内容 クッキング(手作りおやつ)
 材料費 300円
 託児 1世帯200円
 締切 5月25日(水)
 できつずカードに30ポイントが付きまます。

第4回子育てスクール
 日時 6月16日(木)10時~11時30分
 場所 児童館
 対象 町内に住む子育て中の母親

親 内容 ヨガ
 託児 1世帯200円
 締切 6月10日(金)
 できつずカードに30ポイントが付きまます。

催し
町民ギャラリー

改善センターで展示会を開催しています。
 パステル和アート展
 期間 5月10日(火)~29日(日)
 ランプシェード展
 期間 5月31日(火)~6月19日(日)
 問合せ 教育委員会社会教育グループ
 ☎76・4233

催し
青少年健全育成のつどい兼P連研究大会

「ぼくの願い、わたしの願い」をテーマとした小中学生の作文発表や、従来の教育学の枠を越えたユニークな講義や研究で注目されている千葉大学の明石要一教授の講演を聞いて、子どもたちの健やかな成長をみんなで考える日にしませんか。すべての町民の方が参加できます。

日時 6月12日(日)9時~12時
 場所 ゆめりあ
 内容 小中学生の作文発表、大学教授の講演会
 入場料 無料
 できつずカードまたはとくとつぶカードに50ポイントが付きます。

催し
ふるさと学園大学

第2講
 日時 6月14日(火)、16日(木)10時30分~14時30分
 場所 ゆめりあ
 内容 午前 保健師による健康講話
 午後 健康運動学生随時募集中!
 ゆめりあで開講するふるさと学園大学の学生を募集します。身近な健康や一般教養などの講義を8回予定しています。
 対象 おおむね60歳以上の町民
 送迎 福祉バス
 年会費 1000円
 申込・問合せ 保健福祉課子育て・生きがいグループ
 ☎72・2000

募集
開町121年記念式典

明治22年の奈良県十津川郷の大水を契機に、先人が団体移住して開かれた本町の開拓の歴史に感謝する開町記念式典を開催します。一般の方も参加できますので、希望する方はお申込みください。

日時 6月20日(月)11時～
場所 菊水公園(雨天ゆめりあ)
締切 6月1日(水)
申込・問合せ 総務課総務グループ
☎76・2131

募集
第17回ピンネシリ登山マラソン

日時 7月3日(日)受付7時～8時、競技9時～
場所 ふるさと公園
コース 山頂コース(42キロ)、30キロコース、15キロコース、ファミリーコース(4キロ、町民のみ)
参加料 3000円
ファミリーコースは無料
締切 6月3日(金)
申込・問合せ 実行委員会事務局(スポーツセンター内)
☎76・3390

○ボランティアスタッフ募集
大会運営のボランティアも募集しています。興味のある方は、実行委員会事務局にご連絡ください。



募集
ペン字サークル会員

日時 毎月2回(水曜日隔週)18時30分～20時
場所 改善センター
内容 ペン字、ボールペン字、実用書道
講師 林青風(札幌市)
月謝 2600円
問合せ 宮野 ☎76・2673
中根 ☎76・2614

続制度
**パスポートは
滝川市役所へ**

7月1日(金)から旅券(パスポート)の申請、交付手続きを滝川市役所で行います。
受付場所 滝川市役所1階市民課
受付時間 平日の8時30分～17時(年末年始を除く)
申請できる方 本町に住民登録している方
必要なもの
一般旅券発給申請書
戸籍謄本または抄本(6カ月以内に発行されたもの)
パスポート規格の写真
本人確認書類(運転免許証など)
前回取得した旅券がある場合は、その旅券
印鑑(シャチハタ不可)
手数料
10年旅券 1万6000円
5年旅券 1万1000円
収入印紙と北海道収入証紙で納めてください。印紙と証紙は滝川市役所の売店でも販売しています。

注意事項
本町に住民登録している方は

続制度
子ども手当

空知総合振興局パスポート窓口(岩見沢市)や北海道パスポートセンター(札幌市)では申請できなくなります。学業や単身赴任で他の市町村に住んでいる方は、事前にご相談ください。
申請から受け取りまでは、通常2週間かかります。
問合せ 住民課生活安全グループ
☎76・2130

4月～9月の6カ月間、引き続き支給されます。
支給額 子ども1人につき月額1万3000円
支給対象 0歳～中学生
支給月 6月(2～5月分)10月(6～9月分)
注意事項 次の方は、住民課で手続きが必要です。
新たに養育する子どもができた方
すでに支給していて、養育する子どもが増えた方
すでに支給していて、他の市町村から転入した方
問合せ 保健福祉課子育て・生きがいグループ
☎72・2000

車種	区 分		税額
自 原 転 動 車 機 付	2 輪	50cc以下	1,000円
		90cc以下	1,200円
		125cc以下	1,600円
	3輪以上	50cc以下(ミニカー)	2,500円
軽自動車	2 輪	250cc以下	2,400円
	3 輪	660cc以下	3,100円
	4 輪乗用	営業用	5,500円
		自家用	7,200円
	4 輪貨物	営業用	3,000円
自家用		4,000円	
小型特殊 自動車	農耕作業用 (田植機、コンバイン、トラクターなど)		1,600円
	その他 (フォークリフト、タイヤショベルなど)		4,700円
2 輪	小型自動車	250cc超	4,000円

**手続
制度**

軽自動車税

誰に課税されるの？

軽自動車税は、毎年4月1日現在で原動機付自転車、軽自動車、小型特殊自動車、2輪の小型自動車を所持の方に課税されます。

軽自動車税の減免

次のいずれかに該当する場合は、軽自動車税が減免される場合があります。減免を受けようとする方は申請をしてください。

要件
身体障がい者または精神障がい者が所有し、その方または、

その方のために生計をとにもする方が運転する軽自動車
身体障がい者が利用するための構造をしている軽自動車
必要なもの

① 所有者の運転免許証または、

障がいがある方のために運転をする方の運転免許証

② 身体障がい者手帳など、障がいの内容が分かるもの

③ 印鑑

④ 車検証(身体障がい者が利用するための構造をしている軽自動車の場合)

締切 5月24日(火)

申請・問合せ 住民課町税グループ

76・2130

**手続
制度**

固定資産税

誰に課税されるの？

固定資産税は、毎年1月1日現在で町内に土地、家屋、償却資産を所有している方に課税されます。そのため、1月2日以降に所有権の移転や家屋の取り壊しをした場合でも、1月1日時点の所有者に課税されます。所有権を移転したり、家屋を取り壊したりした場合は？
通常、土地や家屋は法務局に

登記されています。所有権の移転や家屋の滅失の登記をすると、法務局から町に通知がありますので、町に届出をする必要はありません。

ただし、登記の有無にかかわらず家屋に異動(新築、増築、滅失など)があった場合は、忘れずにお知らせください。
税額は、どうやって計算されるの？

固定資産税の税額は、課税標準額に税率1.4%を掛けて算出します。

課税標準額は、定められた評価基準に基づいて固定資産を評価したうえで算定します。おおむね評価額と課税標準額は一致しますが、宅地の場合、課税標準の特例措置や税負担の調整措置が適用され、課税標準額が評価額より低く算定されることがあります。

また、一定の要件を満たした住宅用家屋を新築した場合は、一定期間、固定資産税の軽減を受けられます。

問合せ 住民課町税グループ
76・2130

**手続
制度**

町税の納期

固定資産税(全4期)

5月、7月、9月、11月

軽自動車税

5月

町道民税(全4期)

6月、8月、10月、12月

国民健康保険税、後期高齢者

医療保険料(全8期)

7月、8月、9月、10月、11月、

12月、1月、2月

問合せ 住民課町税グループ

76・2130

今月の納税

固定資産税 第1期

軽自動車税

納期限は5月31日(火)です

**手続
制度**

**国民年金
学生納付特例制度**

20歳になると、学生も国民年金に加入しなければなりません。が、保険料を納めることが困難な学生には、在学期間中の保険料の納付が猶予される制度があります。

対象者 大学（大学院）、短大、高校、高等専門学校、専修学校および、各種学校在学中の20歳以上の学生で、前年所得が118万円以下の方

申請方法 住民登録をしている市町村の国民年金担当窓口

申請書を提出してください。

申請に必要なもの 在学証明書または学生証（コピー可）、印鑑

承認期間 4月～翌年3月

追納 10年以内であれば、あとから保険料を納めることができます。

追納がなくても、年金の受給資格期間に変更はありませんが、受給額には反映されません。

問合せ 住民課生活安全グループ
☎76・2130

暮らし

町道の草刈り

農地に接している町道路肩部の草刈りを行います。草刈機械の走行が困難な路線は実施できませんので、ご了承ください。

時期 5月下旬から6月中旬、7月中旬から8月上旬の間で、2回実施します。

2台で順次実施しますので、地区により時期が異なります。お願い。路肩に物が置いてあると草刈りができませんので、撤去してください。

問合せ 建設課土木グループ
☎76・2139

暮らし

**火災警報器普及員が
巡回します**

住宅用火災警報器は5月31日（火）までに設置することが義務付けられています。設置状況を確認するため、住宅用火災警報器普及員が町内全戸を訪問します。普及員は、写真入りの身分証明書と腕章を着用しています。

問合せ 消防新十津川支署
☎76・2619

暮らし

**東日本大震災につけ
込む詐欺・悪質商法**

災害に乗じた不正な行為が発生しています。これらの不正な行為のパターンを事前に知って被害を予防しましょう。

善意につけ込む振込め詐欺型

日本赤十字や共同募金会などと実在の団体をかり、義援金の振込みを依頼する義援金詐欺の振込みは確かな団体を通して送りましょう。振込口座が確かな団体のものであることを必ず確認しましょう。新十津川町内では、社会福祉協議会が義援金を募集しています。

被災地にいる親類をよそおい「おばあちゃん、地震の被害は大丈夫だけど、他の親戚の被害がひどい。みんな話合って義援金を送ることになったから100万円を用意して」とかたつた振込め詐欺

親類からの電話があっても必ず名前と連絡先を確認し、すぐにお金を振り込まないようにしましょう。

不便につけ込む暴利型

乾電池、ガソリン、懐中電灯など多くの人が必要としている

暮らし

行政相談委員

物品を「間もなく無くなる（買えなくなる）」と不安をあおり、高額で売りつける悪質商法

物品が無くなることはありませんので、その場ですぐに買っただけではありません。

問合せ 産業振興課商工観光グループ
☎76・2134

年金、税金、道路など国の仕事についての苦情、要望をお聞きして改善を図ります。相談は無料で秘密を守ります。口頭、電話、手紙でご連絡ください。

行政相談委員

佐川むつ子さん ☎76・3209

問合せ 総務課総務グループ
☎76・2131

健康体力増進室の閉室日

5月15日（日）、22日（日）、29日（日）

6月5日（日）、12日（日）

高齢者無料巡回バス運休日

6月9日（木）、14日（火）

問合せ 保健福祉課子育て・生きがいグループ
☎72・2000

暮らし

人権・困りごと相談

いじめ、差別、家庭問題などでお悩みの方はいませんか。人権擁護委員が相談に応じます。

日時 6月1日(水) 13時～15時30分

場所 役場2階小会議室

人権擁護委員

宮野康子さん ☎76・2673

出田輝義さん ☎76・2335

西川雅浩さん ☎76・4808

問合せ 総務課総務グループ ☎76・2131

健康

休日診療当番情報

内科 休日夜間急病センター ☎22・1161

外科 夜間急病テレホンセンター ☎22・2299

歯科

5月

15日(日) さとう歯科(砂川)

22日(日) Eデンタル(滝川)

29日(日) 渋谷歯科(滝川)

6月

5日(日) 押尾歯科(砂川)

12日(日) フジタ歯科(滝川)

診療時間は9時～12時

施設

旧吉野小に
かぜのびオープン

彫刻体験交流促進施設「かぜのび」が、6月3日(金)オープンします。

開館時間 10時～17時

定休日 月曜日

入館料 大人 200円
中学生以下 100円

町内中学生以下は無料

問合せ 教育委員会社会教育グループ ☎76・4233

表彰

退団感謝状

滝川消防事務組合長から(3月31日(木)、町長室)40年間にわたり消防団員として貢献
占部純一さん(前消防団副団長)



表彰

永年勤続功労章

消防庁長官から(3月31日(木))

伝達)39年間にわたり消防団員として貢献
泉水昇一さん(現第5分団長)



その他

献血車来町

日時・場所 5月31日(火)

10時～11時30分

J Aピンネ本所前

12時～13時

J Aピンネ花月支所前

14時30分～16時 役場前

問合せ 保健福祉課保健福祉グループ ☎72・2000

その他

守るっ!
入山のルール

火の取り扱いに注意

道内の山火事は、例年4月から7月に集中しています。この季節は、山菜採りや登山などで入山する方が多くなります。出火の原因は過失によるものが多くことから、入山の際には、火

の取り扱いに十分注意しましょう。タバコを吸う方は、携帯用灰皿を持参してください。

山菜採りでの事故防止

- ・行き先、帰宅時間を必ず家族に知らせましょう。
- ・単独での入山はやめ、服装は目立つものにしきましょう。
- ・携帯電話、無線機、笛、ラジオ、非常食、懐中電灯、雨具などを携行しましょう。
- ・クマに襲われないために、残飯や生ごみはすべて持ち帰りましょう。

問合せ 産業振興課農林畜産グループ ☎76・2134



お誕生

おめでとう

こめいぶくを

祈ります

健康講座

平成20年から始まった特定健診は、今年で4年目を迎えます。特定健診は、生活習慣病のリスクを高めるメタボリックシンドローム（内臓脂肪症候群）に着目した健診です。これまでの健診は、個々の病気の早期発見と早期治療を目的としましたが、特定健診は、生活習慣病になる前の予防を重視していることが特徴です。

対象者は？

40～74歳までの国民健康保険や被用者保険に加入している人が対象です。

会社で健診を受けている人は、特定健診の項目が含まれているため、健診結果を加入している医療保険者に提供することで、特定健診を受けたとみなすことができます。

なぜ治療中も対象？

主治医と連携を取りながら、現在治療中の病気が悪化しないように、日常生活の改善に向けて取り組むためです。

特定健診って何？

また、治療中以外の病気に對し、治療が必要になる前の段階で予防を行うためでもあります。

メタボでなければ特定健診をうけなくてもいいの？

やせている人も心臓病や糖尿病などの生活習慣病になる危険性があるため、体格に關係なく、さまざまな検査から今の体の状態を確認する必要があります。

特定健診の内容は？

身長、体重、腹囲、血圧、血液検査（血糖、脂質、肝機能）、診察、尿検査を実施します。貧血、心電図、眼底検査は、医師の判断により実施します。なお、町の国民健康保険では、独自に血液検査（貧血・腎機能）と心電図検査を全員に行っています。



特定健診は毎年必要？

特定健診が始まってから、10年ぶりに健診を受けた人や初めて健診を受けた人がたくさんいます。これらの人と毎年健診を受けている人とで健診結果を比較すると、毎年受けていない人の方が、異常値が多い傾向がみられました。これは、毎年健診を受けると、経年変化が分かるため、少しずつ値が上がってきたところで、早期に生活を見直し改善しているからと考えられます。間隔を空けて健診を受けると、早い段階で予防に向けた取り組みが行えないので、毎年、特定健診を受けることが必要なのです。

特定健診を受けましょう！

6月21日(火)～26日(日)まで国民健康保険加入者を対象に、特定健診を実施します。申込期限は、5月31日(火)です。健診は、健康づくりの第一歩！大切な家族や友だちも誘って、みんなで特定健診を受けましょう。

新農の秘密

「FFJ」の歌

皆さんはFFJの歌を聞いたことがありますか。TFP、IMF、KGB、CIA、SSK、TBS…。世の中にはたくさんの略語があふれていますが、そのなかで、FFJという略語はあまり知られていないかもしれません。しかし、この歌詞とメロディーに遠い記憶がよみがえる方が結構いらつしやるのではないのでしょうか。



昭和の香り、もしかしたら大正デモクラシーの雰囲気か漂うようなメロディーに乗ってこの歌詞で歌われる歌、それがFFJの歌なのです。新農生は農業クラブ活動の際、必ずこの歌を歌ってから活動を始めます。

みゆる稲穂に 富士と鳩
愛と平和を 表わした
旗はみどりの 風に鳴る
土にとりくむ 若人の
意気と熱とが もりあげた
FFJFFJ われらの誇り



ちなみにFFJとは、Future Farmers of Japanの頭文字をとったもので、日本の将来の農業者という意味です。ということは、FFJの歌というのは日本の将来の農業者の歌という意味で、新十津川農業高校はもちろんです。日本の農業高校の在校生、卒業生がみんな知っている歌なのです。もしかしたら、日本国民にとって『上を向いて歩こう』の次ぐらいに多くの人が口ずさんだことのある歌かもしれませんね。…ないか？
(国語科教諭 佐々木誠司)



《えがおほっこりイラスト展》

色鉛筆やクレパスで描いた絵本から飛び出てきたような動物を中心に、ゆかいなイラストを展示します。
展示期間 5月17日(火)～27日(金)

《図書館 DE ガーデニング展》

農業高校の生徒による「庭のある風景」が図書館に登場します。
資料や書籍とあわせて、こころとからだを癒しませんか。
展示期間 6月11日(土)～26日(日)

《西村文庫を設置しました》

まちのわだい(23ページ)でもお知らせしているとおり、レファレンス室に「西村文庫」を設置しました。
町の歴史に関する資料を収集、蔵書していますのでご利用ください。

《5/15～6/14の休館日》

月曜日 : 5月16日、23日、30日
6月6日、13日
月末整理日 : 5月31日(火)
蔵書点検休館日 : 6月7日(火)～10日(金)

おすすめ ライブラリー

問合せ 図書館 ☎76・3746 みなよむ



『落語が教えてくれること』
柳家 花緑 著
15歳で落語会に入り、戦後最年少の22歳で真打に昇進した柳家花緑が、自身の体験とともに落語の魅力を伝えます。大人への第一歩を踏み出す15歳に向けた、人生の先輩からのメッセージがこめられています。
【児童向け】

『子どもの会話力を伸ばす64のルール』 福田 健 著
子どもが伸びやかに育つための鍵となる会話術をアドバイスした一冊。このほか図書館の展示コーナーでは、職場や家庭で役立つコミュニケーション力向上のヒントが満載の本を特集展示しています。

バーシュ記 ③

2006年に友だちの結婚式に出るためにインドに旅行しました。ほかの友だちと一緒にタミル・ナードゥという南にある州に行きました。

ティルヴァナンタプラム空港に着いてからタクシーに乗りました。車が出発するすぐに、今度のインドの旅行は興味深いものになるとわかってきました。インドでの運転は命懸けです。道路には車、スクーター、バイク、自転車、動物、そして人があふれ、いつもクラクションが鳴っていて、互いにぶつかりそうになりながら走っています。インドで車やバイクに乗るたびに「これが最後のドライブになるか



新十津川中学校で英語指導助手として働くデービッド・バーシュ・エドワードさんのエッセーです。

もしれない」と思いました。

6時間かかって、もうへとへとでしたが、やっとナザレスという町に着き、友だちの祖父の家に泊まりました。その家には3世代の家族が一緒に住んでいて、朝2時までおしゃべりをしたり、テレビを見たり、子どもが遊んだり、赤ちゃんが泣いたりして眠れません。さらに朝4時には、近所のヒンズー教の寺院が拡声器を使って、町中に朝の聖歌を流し始めます。ずっと眠れないかと思いましたが、1週間もすると、それが普通の生活になってしまいました。とても面白い1週間でした。いつかまた、インドに旅行してみたいです！



月～金曜日 10時～12時 児童館を乳幼児と保護者に開放中
(祝祭日とほかの行事での利用時は除く)

5/9(月)	
10(火)	パステル和(なごみ)アート展(~5/29 改善センター)
11(水)	地域参観日(8:30~新小) 放課後おはなしタイム(15:00~図書館)
12(木)	おはなしころりんミニ(10:30~図書館)
13(金)	
14(土)	
15(日)	第2回子育てスクール(10:00~児童館) 子ども1日図書館員(10:00~図書館)
16(月)	
17(火)	えがおほっこりイラスト展(~5/27 図書館)
18(水)	放課後おはなしタイム(15:00~図書館)
19(木)	
20(金)	
21(土)	児童館クッキング(13:30~児童館) おはなしころりん『たまご』のおはなし(14:00~図書館)
22(日)	
23(月)	
24(火)	3~4カ月児健康相談(9:15~ゆめりあ)
25(水)	7~8カ月児健康相談(9:15~ゆめりあ) 介護保険相談(13:00~ゆめりあ) 放課後おはなしタイム(15:00~図書館)
26(木)	おはなしころりんミニ(10:30~図書館) 1歳8~9カ月児健康診査(12:15~ゆめりあ) 3歳1~2カ月児健康診査(12:30~ゆめりあ)
27(金)	10~11カ月児健康相談(9:15~ゆめりあ) 1歳2~3カ月児健康相談(9:30~ゆめりあ)
28(土)	
29(日)	
30(月)	
31(火)	第3回子育てスクール(10:00~児童館) 献血(10:00~16:00 JAピンネ本所前 ^前) ランプシェード展(~6/19 改善センター)
6/1(水)	巡回ミニドック(6:00~ゆめりあ) 人権・困りごと相談(13:00~役場) 放課後おはなしタイム(15:00~図書館)
2(木)	巡回ミニドック(6:00~ゆめりあ) 新中体育大会(8:30~新中)
3(金)	かぜのびオープン(10:00~旧吉野小)

4(土)	おはなしころりん『カッパとてんぐ』のおはなし (14:00~図書館) 新小運動会(8:30~新小)
5(日)	
6(月)	
7(火)	
8(水)	
9(木)	シルバーオリンピック大会(10:00~スポーツセンター)
10(金)	
11(土)	児童館風鈴作り(13:30~児童館) 図書館 DE ガーデニング展(~6/26 図書館)
12(日)	青少年健全育成のつどい 兼 PTA連合会研究大会 (9:00~ゆめりあ)
13(月)	
14(火)	ふるさと学園大学第2講さくら学級(10:30~ゆめりあ) Dr.野田のようこそ健康相談室(12:00~ゆめりあ)
15(水)	放課後おはなしタイム(15:00~図書館)
16(木)	第4回子育てスクール(10:00~児童館) ふるさと学園大学第2講ぼたん学級(10:30~ゆめりあ) Dr.野田のようこそ健康相談室(12:00~ゆめりあ)
17(金)	
18(土)	おはなしころりん『ながーいみじかい』のおはなし (14:00~図書館) 第17回新十津川陶芸まつり(10:00~改善センター前)
19(日)	第17回新十津川陶芸まつり(10:00~改善センター前)
20(月)	開町記念式典(11:00~菊水公園)
21(火)	特定健診・がん検診(6:00~花月さぼとセンター) ゆめりあ陶芸部会「会員展」(~7/10 改善センター)
22(水)	特定健診・がん検診(6:00~ゆめりあ) 介護保険相談(13:00~ゆめりあ) 放課後おはなしタイム(15:00~図書館)
23(木)	特定健診・がん検診(6:00~ゆめりあ) おはなしころりんミニ(10:30~図書館)
24(金)	特定健診・がん検診(6:00~ゆめりあ)
25(土)	特定健診・がん検診(6:00~ゆめりあ)
26(日)	特定健診・がん検診(8:00~ゆめりあ) 第31回全町一般男子ソフトボール大会 (8:00~石狩川河川敷)
27(月)	
28(火)	ポリオ予防接種(11:00~ゆめりあ)
29(水)	放課後おはなしタイム(15:00~図書館)
30(木)	佐々木基晴民謡コンサート(19:00~ゆめりあ)

好きなのに好きだと云えぬ若
き日の初心な思いも今は懐かし
し
誰もが一度は経験した初恋
遠い遠い昔が切なくよぎりま
すね。
田中 幸恵

ひとり居は喋らず笑わず日を終
えて我慢できずに友に電話す
中井 富好

つらいとき、悲しいとき、
ストレスを解消してくれるの
は友人ですね。友は何よりの
宝です。

【いろは短歌会】
往く雲のどこか温る気配して
初夏の陽やわらか吾をはげま
す
中井 良子

吹く風や流れる雲に早夏の
陽を感じる作者の、前向きに
暮らす姿勢がよく伝わります。





4 10 カムバック サーモン！ 徳富川でサケの稚魚を放流

平成17年から始まって、今回の放流で7回目となったサケの稚魚放流が、みどり区側の徳富川下流で行われ、子どもからお年寄りまで68人が参加しました。

この行事は、身障福祉協会がサケの遡上を願って毎年この時期に行っているもので、会員が卵から育てた稚魚500匹が用意されました。

春の穏やかな陽が射す中、参加者たちはそれぞれ徳富川にまた戻ってくることを願いながら、稚魚を優しく川へと放流していました。

4 6 友だち100人できるかな 新十津川小学校入学式

新十津川小学校で入学式が行われ、49人の1年生が学校の門をくぐりました。

『1年生になったら』の音楽に合わせて体育館に入場した1年生。担任の先生から一人ずつ名前を呼ばれると、元氣良く返事をしていました。

4月から新小に赴任した岩田稔校長は「学校には楽しいことがいっぱいあります。分からないことや困ったことがあったら、先生やお兄さん、お姉さんに聞きましょう」と式辞の中で優しく語りかけました。





4 26 目指せホールインワン パークゴルフ場オープン

ふるさと公園のオープンより一足早くサンウッドパークゴルフ場がオープンし、この日を待ちわびていたパークゴルフファンが、芝の感触を楽しみました。

当初は、4月24日のオープンを予定していましたが、悪天候のため2日間順延。この日も風が強く、時折雨が混じるあいにくの天候でしたが、町内はもとより、浦臼町や留萌市からもファンが訪れ、来場者数は36人にのぼりました。

コースには、ボールを打つ乾いた音と利用者の笑い声が響いていました。

4 1 図書館に新コーナーお目見え

図書館レファレンス室の一角に新コーナー「西村文庫」が設置されました。

西村文庫は、新十津川村の第7代村長（大正5年～11年）を務めた故・西村直一さんの直系孫子から町がいただいた100万円の寄付金で整備されました。

本棚には、町の歴史に関する資料や高額で貴重な本をはじめ、子どもから大人まで幅広く学べる196冊の書籍が並んでいますので、多くの方のご利用をお待ちしています。



4 10 知事選投票開票、道議選は無投票

町内5カ所の投票所で北海道知事選挙の投票が行われ、即日開票されました。

今回の統一地方選挙では、東日本大震災で選挙戦が自粛されたことや、空知総合振興局所管区域の道議会議員選挙が無投票だったことの影響もあり、投票率は70.55%（前回は81.01%）に留まりました。

選挙管理委員会は「投票日当日に仕事や旅行、用事などで投票所へ行けないときは、期日前投票をすることができますので、必ず投票してほしいです」と話していました。



ハッピーバースデー



岡本 大輝 くん (中央)
 平成20年5月2日生まれ
 好きな食べもの：くだもの



賀川 柚音 ちゃん (中央)
 平成20年5月23日生まれ
 好きな食べもの：ホットケーキ

私のベストショット



タイトル
 「美瑛センチュリーライド
 サイクリング大会」
 撮影者 水谷 康美 さん(中央)

私のベストペイント



タイトル「生きてる証」
 作者 淵上 静子 さん(中央)

作品募集中!!

- ★私のベストペイント・・・読者が描いた絵画
- ★私のベストショット・・・読者が撮影した写真
- ★幸せなお二人に乾杯・・・結婚式での2人の写真

広報発行月の前月15日までにご連絡ください。
 総務課まちづくり推進グループ ☎76・2131

- ★ハッピーバースデー
 ・誕生日を迎える2歳、3歳のお子さんの写真

ひとの動き

男	3329人	(前月比 -22)
女	3860人	(前月比 -14)
計	7189人	(前月比 -36)
世帯	2986戸	(前月比 +3)
3月末現在		

町民憲章(昭和45年制定)
 わたしたちのまちは、十津川郷からの団体移住によってひらかれ、たくましい開拓精神と団結の力できずかれた由緒ある町です。わたしたちは、このまちの町民であることに誇りをもち、たがいのしあわせと郷土の発展をねがい、ここに町民憲章を定めます。
 一 自然を愛し、緑の美しいまちにしましょう
 一 心とからだをきたえ、健康で明るいまちにしましょう
 一 働くことに誇りをもち、ゆたかなまちにしましょう
 一 きまわりをよく守り、住みよいまちにしましょう
 一 未来に夢をもち、子どものしあわせなまちにしましょう

3月の交通事故

発生件数	1件	(前年比 -2)
死者数	0人	(前年比 ±0)
負傷者数	1人	(前年比 -5)
交通死亡事故ゼロ更新中 1836日 3月末現在		

